

城里町議会運営委員会会議録

日時 平成30年10月2日(火)

午後 1時58分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(7名)

委員長	関 誠一郎 君	副委員長	鯉 渕 秀 雄 君
	小 林 祥 宏 君		河原井 大 介 君
	藺 部 一 君		片 岡 藏 之 君
	藤 咲 芙美子 君		

欠席委員(なし)

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議 長 小 坏 孝 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	大曾根 直 美
総 務 課 長	河原井 明
財 務 課 長	高 堀 義 美

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	藤 田 真 紀

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議案件

(1) 平成30年第3回議会定例会の運営について

- ① 議事日程（案）について （資料1）
- ② 一般質問について （資料2）
- ③ 会期日程（案）について （資料3）
- ④ 決算審査の取扱いと審議方法について（資料4）
 - ・決算特別委員会の設置について
 - ・審議方法について
- ⑤ 請願・陳情の取扱いについて （資料5）

(2) その他

5 閉 会

午後 1時58分開会

開 会

○委員長（関 誠一郎君） 皆さんおそろいでございますので、定刻より早いんですけども、始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年第3回議会定例会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

委員長挨拶

○委員長（関 誠一郎君） さて、本日の会議は、来る10月10日に予定されております平成30年第3回議会定例会において提案される予定の案件及び一般質問等について確認し、また会期日程等について審議を決定するものであります。

慎重なるご審議と委員会運営に特段のご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

議長挨拶

○委員長（関 誠一郎君） なお、本日、小坏議長が出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 皆さん、こんにちは。

平成30年の第3回定例会議会運営委員会の開催に当たりまして、皆様ご苦労さまでございます。慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

協議案件

○委員長（関 誠一郎君） それでは審議に入ります。

（1）平成30年第3回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初に、①の議事日程（案）について事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは①議事日程（案）につきましてご説明を申し

上げます。

1 ページの資料 1、議事日程（案）をごらん願います。

日程第 1 につきましては会議録署名議員の指名でございます。

日程第 2 は会期の決定でございます。

定例会に係る案件は、日程第 3 からでございます。

議案関係になりますが、承認第 3 号 専決処分第 3 号 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の承認を求めることについてから日程第18、議案第64号 平成29年城里町水道事業会計決算認定についてまでの合計16件でございます。

続きまして、日程第19、請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願でございます。

次に、日程第20、請願第 3 号 主要農作物種子法の復活等を求める請願。

最後に、日程第21、陳情第 2 号 緊急車両が通行できない町道の整備についての陳情の提出がございました。

以上、請願 2 件、陳情 1 件の提出がございました。

最後に、報告関係でございます。

日程第22、報告第42号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会中間報告書から日程第34、報告第54号 例月出納検査報告（6月、7月、8月、9月執行分）までの13件となっております。

以上、本定例会に提案されますのは承認 1 件、議案15件、請願 2 件、陳情 1 件、報告13件、合わせて32件でございます。

以上、議事日程（案）につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） それでは、説明が終わりましたので、ここで議事日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（関 誠一郎君） いかがですか。

進行してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、次に、②の一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 平成30年第 3 回議会定例会一般質問につきましてご説明申し上げます。

3 ページ、資料 2 をお開きください。

今回の一般質問者につきましては5名の議員さんから通告がございました。

通告順にご説明いたします。

まず、1人目といたしまして、議席番号1番、桜井和子議員より通告がございました。3項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、4ページをお開きください。

議席番号3番、猿田議員より通告がございました。3項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、議席番号4番、藤咲議員より通告がございました。2項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、6ページになります。議席番号2番、加藤木議員より通告がございました。2項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては記載のとおりでございます。

7ページをお開きください。議席番号8番、河原井議員より通告がございました。4項目の質問がございまして、要旨、内容につきましては記載のとおりでございます。

以上、一般質問についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（関 誠一郎君） それでは、説明が終わりました。

事務局の説明どおり、質問者は計5名ということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

次に、③の会期日程（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 平成30年第3回議会定例会会期日程（案）につきましてご説明申し上げます。

8ページの資料3をごらん願います。

8ページには本年度の会期日程（案）、9ページ、めくっていただきまして9ページには昨年度の第3回定例会会期日程の実績を記入してございます。

8ページに戻っていただきまして、第3回議会定例会の開催につきましては、10月10日が初日となるところでございます。

10日には所信表明、提案理由の説明、議案、請願、陳情、委員会付託を行いまして散会となる日程（案）となっております。

翌11日から15日までは休会とし、後ほどご審議いただきたいと存じますが、29年度一般会計の決算について審査をする案となっております。なお、審査日は11日、12日と15日

の3日間を審査の予定日といたしました。

16日は一般質問を予定してございます。

なお、先ほどご説明申し上げましたとおり、一般質問者は5名でございます。

18日は議事整理のため休会といたしまして、19日には委員長報告、質疑、討論、採決、さらには請願、陳情の審議結果の報告を受けまして、閉会と予定したものでございます。

このように10月10日から19日までの10日間を第3回議会定例会会期日程（案）としたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 会期日程（案）の説明が終わりました。

会期日程に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（関 誠一郎君） よろしいでしょうか。

じゃ、進行してよろしいということで、進行いたします。

会期日程につきましては原案のとおり決定したいと存じます。

次に、④の決算審査の取り扱いと審議方法についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 決算審査の取扱いと審議方法についてご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

資料ナンバー4になります。

この決算審査の取扱いと審議方法につきましては、毎年、城里町決算審議要領に従いまして審議していただいております。城里町決算審査要領に、決算は決算特別委員会を設置し、議案を付託し、常任委員会方式により所管の決算について審議する、とございますので、決算特別委員会を設置し、11日からご審議いただく案となっております。今回の審議日を11日木曜日、12日金曜日の2日間を予定し、15日月曜日は予備日といたしました案でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりましたので、決算審査の取扱いと審議方法に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

いかがでしょうか。

小林委員。

○委員（小林祥宏君） 従来どおりでいいと思うんですが。

○委員長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、ないようですので、決算審議要綱に従い、所管常任員

会に付託とのご意見でございますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） それでは、決算審査の取扱いと審議方法につきましては、特別委員会を設置し、所管の常任委員会に付託し、従来どおり審査をしていただく方法でございますのでよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 総務民生委員会と教育産業委員会の日付は、今までどおり総務民生が先、教育産業委員会が後の11日、12日でよろしいかの確認をお願いします。

○委員長（関 誠一郎君） 日程なんですけれども、総務民生常任委員会が11日、教育産業常任委員会が12日という日にちでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、そのようにいたします。よろしくお願いいたします。

続いて、⑤の請願・陳情の取扱いについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、請願の取扱いについてご説明をいたします。

11ページ、資料5をお願いいたします。お開き願います。

今回、請願の提出は2件ございました。

12ページをお開きください。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願でございます。

請願代表者は茨城県教職員組合杉山繁様でございます、紹介議員は河原井大介議員となっております。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子供たちの学びを実現するためには、教職員定数改善などの施策が重要であり、特に小学校では2018年度からは外国語教育が実施され、授業時間の調整等に苦慮する状況です。教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働の是正が必要であります。また、義務教育費国庫負担制度につきましては、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財源を圧迫しております。子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であり、2019年度政府予算編成において実現されるよう、国の関係機関に意見書の提出を請願いたします。との内容でございました。

続きまして、14ページをお開き願います。

請願第3号 主要農作物種子法の復活等を求める請願でございます。

代表者は茨城町上飯沼626浅井紘一様でございます。紹介議員は藤咲芙美子議員となっております。

15ページから内容をご説明いたします。

主要農作物種子法は今年の3月末をもって廃止されました。この種子法は国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで米・麦・大豆の原種、原原種の生産、優良品種指定のための検査などを義務づけることにより、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産、販売活動に大きな役割を果たしてきました。しかし、種子法の廃止で共有財産である種子を委ねた場合、改良され、新品種に特許がかけられ、農家が特許料を支払わなければ種子が使えなくなることが懸念されます。これまで築き上げられた試験場等の取り組みが後退することがないように、廃止された種子法の復活を求め請願するものです。ということでございます。

続きまして、16ページをごらんください。

陳情第2号 緊急車両が通行できない町道の整備についての陳情でございます。

陳情者は、城里町小坂52-3松浦武利様です。

陳情の内容は、昨年城里町に住所を移し、町道の整備がおくれていることに憂慮しています。自宅までの町道の一部が狭いため、緊急車両が進入できず、役場にも出向き、現地の確認をしていただき、一部の補修、砕石敷です、などを行っていただきましたが町道整備の根本的な改善は図られませんでした。という内容でございます。

以上、簡単ではございますが、請願2件、陳情1件の内容のご説明をいたしました。

それから、すみません、資料1として配って、これかな、ただいまから資料ナンバー1として配っている、陳情書が郵送で送られてございます。

ただいま資料1として配付してございます、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書が届いてございます。これは郵送で届いております。それで、これに書いてございます、移植する意味を考える会というのを検索、ネットで検索いたしますと、会長名は違う方になってございまして、その会長というのは非常に全国規模、グローバルな大きな団体で、東京都で注目の法輪功という気功、気功の非常に大きな団体がありまして、その関係のNPO団体登録をしている方ということでございます。

近隣の情報、やはり近隣、この、送られてきていますかということ問い合わせたところ、茨城町ではこれは否決しましたと、大子町は議員配付のみ、大洗、東海は今定例会に間に合わなかったということで、でも大子東海、大洗は町政にかかわらないもの、それから郵送による陳情は、原則議員に写しを配付するのみということでございます。

本町の取扱いも同様にしたいと思ひまして、この議運のメンバー、今回この資料を提出いたしました。なお、このぺら1枚だけコピーしましたが、実際は非常にこんな冊子、非常に立派な冊子のCD-ROMと、また冊子がついていまして、ここの陳情としては臓器移植の環境を求めよう、求めてくれという内容なんです、実際のこの中には、中国政府は非常にひどいんだと。中国政府は法輪功のメンバーとか、政治犯をいわゆる粛清、粛清してその内臓を売っちゃったり買っちゃったりしている、そういう犯罪を行っているからそれを何とかしろよという非常に政治的なメッセージというか、そういう強い内容でござい

まして、ですから今回我々も、うちの町もちょっとしたせられることがないように、資料で配付だけにとどめたほうがいいのかなどと思ひましてこのような形を、事務局が勝手ながら配らせていただきました。

説明は以上です。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりました。

ここで請願、陳情に対するご意見、ご質問をお受けいたします。

副委員長。

○副委員長（鯉渚秀雄君） ちょっと局長、今の件なんですが、これは局長の判断で……

○議会事務局長（阿久津雅志君） ごめんなさい、今、松崎君から言われたんですけども、議長とちゃんと打ち合わせはしました。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 打ち合わせはした……

○議会事務局長（阿久津雅志君） ごめんなさい、今、松崎君からちゃんとしていましたかとチェック入れられましたよ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 打ち合わせはしたということなんですが、これ自治法の中では受け付けられるとしたものは受け付けないといけないということですよ。

〔「請願じゃなければ大丈夫、これ」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鯉渚秀雄君） だって、受け付け押したんでしょう、もう。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 我々もそれを心配して、ネットをいろいろ検索すると、やはり送り主のはっきりしない郵送は、議員配付のみです。

○副委員長（鯉渚秀雄君） それはどこに書いてありますか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） うちの。それはごめんなさい。

○副委員長（鯉渚秀雄君） ないでしょう。ないということは自治法の中では受け付けないといけないということですよ。受け付け拒否はできないですよ。受け付けが押しであるんですから。だから、それは慣例、慣習の中でやるということであればそれは可能であるんですが、自治法の中では恐らくそれは無理ですよ。だから、うちの議会が今、どの方法で進むのか、それが一番の疑問なんです。このところの議会運営というのは、自治法を中心にした議会運営をとっていますよね、全てにおいて。慣例というものを無視しながら。だからその辺を鑑み見れば、これは手をつけないといけないということだと思うんですが。

○委員長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（関 誠一郎君） ないようであれば、やはりこの臓器移植に関する陳情というのは本当に日本だけの問題ではない、これ。団体のグローバル化、世界各国における運動をしている団体にもなるので、あくまでも近隣町村の進め方でいいと思うんですけども。

○副委員長（鯉渚秀雄君） いや、だから、その進め方というのは、うちの議会は、今、

自治法の中で進捗しているわけです。慣例、慣習というのもちよっと通りすぎながら。そういう議会であるならば、これを受け付けないといけないということだと思っんです。だから、その辺の慣例、慣習をどう扱っておるのかというのがそのこの議題になると思っんです。だからうちの議会というのは地方自治法にのっとりながら、その議会独自の慣例、慣習を大事にしながら議会運営はしてきたと思っんです、今までは、過去においては。ところがそれが最近なくなってきて、自治法を中心にメインにした自治法でオーケーなものは全てできますよというような形で議会運営がなされてきているということだと思っんです。

そういう観点からすれば、これは近隣調査云々の話ではなくて、この議会として受け付けなければいけないということだと思っんです。だから、慣例、慣習を尊重するならば、そういう観点から受け付けをしないだか、ある程度のことはできる、可能だと思っんですよ。このどっちをとるかです。

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、局長これどうしよう、受け付けて常任委員会に付託しちゃう。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 間に合う。

○副委員長（鯉淵秀雄君） これ、受け付け判は押しちゃったんでしょ、もう。どうすればいいだろう、押してあるんですよ、これ。

〔「議長預かりという形で……」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鯉淵秀雄君） いや、だから、議長預かりなんていうのは、自治法の中にはないでしょというの。ないでしょ、ないでしょよ、議長預かりなんて議題、議案の中で。もうないでしょよ、自治法なら。だから自治法の原理でやっているということは、非常に問題があるということなんですよ。

○議長（小坏 孝君） これ、局長と話したんですけれども、近隣町村しゃべって見たときに、要するに今の形で、要するにその郵送で来た場合は議長預かりでためておくという話、対外的にはそうなっているものですから、その慣例、慣例というのはその自治法でやっているとかそういうの云々言っているけれども、ある程度自治法にのっとりとの、やっぱり慣例にのっとりとのやっぱりそれで、うちの町の議会のほうはやっていると思っ……

○副委員長（鯉淵秀雄君） いや、だから今まではそれでやってきた。ところが最近は全て自治法にのりつた形で議会が進められているということです。

○議長（小坏 孝君） いや、そういうことでもいえないと思っただけでも。

○副委員長（鯉淵秀雄君） いや、そういう形になってきています。この前、局長と話をしたんです。

○議長（小坏 孝君） でも、やはり近隣町村ともやっぱり話して、そういうかたちでどうなっているのかなと、やっぱりうちの町もやっぱり……

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 私、これ団体がよくわからないんですけれども、どういう団体なんですかね。付託は、こちらのほうでやるとしても、この団体が私、どのようなメッセージなんだかよくわかりませんし、そこは、危険性があるということなんでしょうね、多分。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 団体が明確にもうパンフレットまでパックして送ってきているわけですから、明確になっています。

○議長（小唄 孝君） じゃ、皆さん、副委員長はどういう考え方。

〔発言する者あり〕

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、うちの議会では、慣例、慣習のもとにそういう類いのものはないですよという、それをもとに、その慣例、慣習のもとにこれは議長預かりだというのは可能ですよね。ところが、自治法の中では議長預かりになっている項目はないです。ましてや、うちの議会は他町村に鑑み、他町村と到底足並みそろえるなんていう形もないです。ですから、自治法をもっていえば、これは受け付けなければいけない。

○議長（小唄 孝君） じゃ、今の議運副委員長が言ったように受け付けた以上は所管のほうに落として、そこで審議してもらおうという形でいいんじゃないですか。ね。

○委員（小林祥宏君） 委員長、これ、どの町村も自治法にのっとりやっているんですよ、これ。こういう今まで疑義を生じた場合は、それこそ議運でどのようにするかというのが、審議するのが道理じゃないですか。それはないの。みんなないの。ほかの町村も自治法にのっとりやっている。ただ、これはちょっとうーんという場合は、議長預かりというものも今までやってきました。あれするときは。

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから僕の言っているのはそこじゃなくて、それはわかるんです。わかるんですが、今の城里町の議会運営が自治法にのっとり運営をしてきているということですから、ここ数カ月の間。

○委員（小林祥宏君） それは基本でしょう。

○副委員長（鯉渚秀雄君） それが基本なんです。ですから、その慣例、慣習というのがなくなってきているということです。だから、そういうときに……

○議長（小唄 孝君） でも、じゃ、自治法にのっとり、鯉渚議員が言うようにそれでいきましょう。ね。そういう意見が出た以上……

○副委員長（鯉渚秀雄君） そういう意見が出て、それはあれでしょう。

○議長（小唄 孝君） 議運でそういう話が出たのはよかったです。そうすると……

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、うちの議会としてどっちをメインに運営を。この議運の慣例、慣習を認め合う運営をするのか、自治法にのっとり運営をするのか。

○議長（小唄 孝君） 自治法にのっとりやりましょうよ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、自治法にのりたら非常に厳しい議会になってくるということですよ。

○議長（小坪 孝君）　じゃ、それでいくのにはやはり……

○委員長（関 誠一郎君）　ただ、今回この問題に関しては、議運でどうやるか、どうやっていくかということ的位置づけていいと思うんですよね。慣例、その自治法というのもある。でも、やっぱり議会運営委員会としてどう判断していくかということ、やっぱり皆さんのご意見を。

○副委員長（鯉淵秀雄君）　それは違うですよ。それは委員長違うでしょうよ。皆さんのご意見でその都度慣例、慣習を使う。この今回は、じゃ慣例、慣習を使わないで自治法を使います。そういう議会運営は一元化しないですよ。その都度議運に判断に委ねて賛否でやるようなスタイル。

○委員長（関 誠一郎君）　河原井委員。

○委員（河原井大介君）　とても大事なことなんですが、請願はどこの自治体も委員会でこうきちっと話し合っているんですけども、陳情って大体全国の自治体では、陳情の場合は結構緩くて、何とかな、さらっとこうやっちゃうとか、そういうところもあるわけですよ。この問題が、そのいいとか悪いとかというのはそれは後で決める話なんでしようけれども、その受けとめ方をまず決めないといけない。請願は請願でいくか、委員会なのか、本会議場でやるのかという。通常は陳情って本会議場にのってこないですよ、どこの自治体でも。委員会で何となく終わっちゃう。だからそういう区切りがないから、そこをじゃ、つくるんだったらちょっと研究しに行ったらいいじゃないですか。

○委員（小林祥宏君）　請願とは違うんだよね、うちはね。

○委員（河原井大介君）　請願と陳情は全く意味が違うんですよ。

○委員（小林祥宏君）　請願は何でもかんでもね……

○副委員長（鯉淵秀雄君）　みんな違う、自治法と議会運営委員であれば、陳情であれ、何であれ、これは受け付けする方向で……

○委員（河原井大介君）　請願は憲法なんですよね、請願は憲法。地方自治法なんです。憲法だから、慎重に今回も取り扱うというレベル、請願は。陳情は……

○副委員長（鯉淵秀雄君）　自治法だから、議長預かりなんていうことはないでしょう。

○委員（河原井大介君）　でも、そこがあれじゃないですか、中身によってどうするかというのは、そこは委員会で決めればいいですし。

○副委員長（鯉淵秀雄君）　そんな改めて言うことは、議会としての慣例、慣習の中でやって、中身によってこのように今までやってきたわけですよ。

○委員（河原井大介君）　だから、私が言っているのは、これはだから委員会の中で決定して、本会議のときに出すかどうかといえいいだけの話じゃないですか。

○副委員長（鯉淵秀雄君）　結局さ、僕が言っているのは、その都度、委員会の判断に委ねて、慣例、慣習で今回はいきますよ、今回は自治法の中でいきますよ、そういうことをやっている議会というのは一元化しないということですよ。

○委員（河原井大介君） でも、もうこれは受理しちゃっているんですよ。

○議長（小塚 孝君） もうそれは議運できちんと決めていったほうがいいんじゃないの。そのとき、そのときにやったり、議会がやったり、その慣例だとか何だとか言い出さないで。

○委員長（関 誠一郎君） 片岡委員。

○委員（片岡藏之君） 議長が今、そういうふうに議運で決めればいいというような話をしていますけれども、議運のメンバーがかわったときに、そうするとまた方向性変わってきますよね。メンバーがかわる。

○議長（小塚 孝君） でも、メンバーがかわればそのときに、そのときに判断させないとやっぱりいけないと思います。

○委員（片岡藏之君） いや、そういう状況になっていくというと、この議会自体が一本の線につながっていかないでしょう。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 一元化できないということですよ、議会運営自体が、それをやると。

○委員（片岡藏之君） その都度、その都度、議運の判断であっち行き、やあ、これは慣例があっから、じゃ慣例でこれは処理しよう。いや、こっちは地方自治で処理するんだという話になってくるといって、今までのやってきたその町の議会の運営方法と、方法が違ってきちゃったんですよ、個人で。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲君。

○委員（藤咲芙美子君） 諮問を感じるころなんですけれども、慣例と、それから地方自治法とかというようなこと、こうあるんですけれども、慣例をずっと重視してしまうと、今までのものがやっぱりこう、これから新しいものに行こうというときに潰してしまうような形になって、古いものをいつまでもいつまでもこう続けていくという可能性がある。それではやっぱり進展性、発展性がないと思うんですね。ですので、もし地方自治法でいくのであれば関連法とかというのが、ある程度修正しなければならないところはきちんと修正して、そして自治法に向かっていくとか、そういうような形で進めていくべきじゃないかと思います。ですので、今回これに限らず、いろんな面で審議しながら進めていくということはとっても必要なことだと思うんです。ですので、もう少しやっぱりちょっと簡単に地方自治法でやるのか、今までの慣例どおりでやるのかというようなことで、簡単に出来る問題じゃないのかなと思うんですが、ちょっと関連法というのはあんまり、私は合っていないような気がします。ですので、その町において、しっかりと検討しながらいくべきじゃないかなと思うんですけれども。

○委員長（関 誠一郎君） 副委員長は、これを受け付けしてあるというお話なんですけれども、実はもう議事日程がそれででき上がっちゃっているんですよ。

○副委員長（鯉淵秀雄君） まだこんなの出せる、出すべきじゃないです、これ。

○委員長（関 誠一郎君） 議長、これは出ちゃったらしようがない。ただ、これを次の議運で諮ると。今回これ、仮に常任委員会に付託するということは、もう全部できちゃっているから、ちょっと委員会に付託するのは不可能なんです。ということで、次回、12月の定例会に出すということでどうでしょうか。

〔「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鯉渕秀雄君） 出すというよりも、その辺は、よく議長と、議運の委員長と事務局を交えて、この議会運営というものをとにかく一元化させてくださいよ。これ、自治法でできるから何でもできるんだよということでやっていけば、今の慣例、慣習というのは崩れているわけですから、藤咲委員、何かできれば自治法で議会運営してほしいというのが、今までの藤咲委員の発言の趣旨だと思うんですよ、過去においては。だから、そういうものに絡めて、これは議会とのその慣例、慣習を基軸にしながら、ここは慣例でいきましょうとか、ここは自治法でいきましょうとかというその判断をしてきたわけですよ。

ところが最近、それがなくなってきたので、ちょっと厳しい議会になってきたなという感を持っていましたので、ちょっと発言させていただいたんですが。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 今、おっしゃられたことなんですけど、例えばどういうことでそれを感じられますか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 今回の百条委員会は、特別それを感じました。

○委員（藤咲芙美子君） 百条委員会ですか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） はい。

○委員（藤咲芙美子君） ああ。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、その他の項目で、ちょっと質問しようと思っていたんですが、その点については。

○委員（藤咲芙美子君） 具体的にどういうことか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） その他の点でちょっと答えさせていただければ。

○委員（藤咲芙美子君） ああ、そうですか。

○委員（小林祥宏君） あれだから、一旦、議長名で来ているんだから、今回は議長預かりにしておいて、後をどういうふうにするかということを検討したらよろしいんじゃないですか。今回は出さないで。

以上を望みます。

○委員長（関 誠一郎君） それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

請願、陳情の取扱いにつきましては、従来から各所管常任委員会に付託し審査を行っていただいております。今回も同様でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算にかかわる意見書、採択を求める請願、請願第3号 主要農産物種子法の復活等を求める請願につきましては、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。

次に、陳情第2号 緊急車両が通行できない町道の整備についての陳情につきましては、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。

菌部委員長、よろしく願いいたします。

最後に（2）その他であります。

委員の皆様から何かありましたらお受けいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（関 誠一郎君） 次に、執行部並びに事務局から何かございましたらお受けいたします。

総務課長。

○総務課長（河原井 明君） 総務課からです。

町長就任祝賀会についてでございますけれども、上遠野町長が2期目の信任をいただきました。つきましては、町長就任祝賀会を計画させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（関 誠一郎君） おはかりします。

○副委員長（鯉渕秀雄君） これちょっと無理あるんじゃない。無理だよ。無理でしょ。

○議長（小塚 孝君） 無理というのは。まだ反対していないんじゃない。

○委員（菌部 一君） 提案すれば、提案すればいい。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 議会に報告したら、無理な状況でしょうと。

○委員（菌部 一君） それは、委員長まだ、提出されたばかりで話すのは無理だ。言ってきたら。

○委員長（関 誠一郎君） 今、総務課長から、町長の祝賀会をというお話がありました。これ、議運でやるの全部。誰が発起人なるの。議運。

○副委員長（鯉渕秀雄君） いや、誰が発起人できるのよ。無理でしょう。

○委員長（関 誠一郎君） いや、本来であれば町長ですから、議会側からなんですけれども、ちょっと大分こうなので、ね、執行部のほうで。

はい、答弁。

○委員（菌部 一君） 要は、これは今回の町長選、恐らく今、過去の例で慣例からいけば、当選後すぐ議会が招集されて、お祝いに行けなかったですよ。

○委員長（関 誠一郎君） ん、招集されて。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 過去の慣例にもっては。

僕は、阿久津町長のときに2回行ってきますよ、ちゃんと。僕らは阿久津町長には反対なんだけれども、ちゃんとお祝いには行ってきますよ、招集が来ましたので。

○議長（小唄 孝君） 来たけ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 来ていますよ。だから、向こうでやったときに行ったんでしよう。小唄議員らは、向こうの事務所で待機でしょうよ。僕らはあそこへ行ったでしょうよ。行ってきますよ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 我々は無関係。

○副委員長（鯉渚秀雄君） いや、そんな、我々は無関係じゃない、事務局は無関係なくちゃいけないもの、これは。我々は無関係じゃないんですよ。

今まで何回も行ってきますよ。今回は行かないですよ。ましてや、ちょっとその、これちょっときちんと調査した内容ではないですが、恐らくお祝いには行きませんよねと言っている者が、もうされた方がいらっしゃると聞いています。誰がしたとかわかりません。

○委員（藺部 一君） 副委員長そのお祝いって、どこの場所を指しているの。お祝いする場所。

○副委員長（鯉渚秀雄君） いや、そのだから事務局へ翌日に招集があって、事務局へおめでとうございますという形で、今まではお祝いに行っていたの。

○委員（藺部 一君） 事務局にお祝いしに行ったよ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） それだから、何人かは行ってきますよ。ただ、大半の方は行ってないでしょう。

○委員（河原井大介君） 委員長、委員長、何の話をしているんですか、今。行く、行かないは無関係ですよ、全然。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 無関係じゃないでしょう。今までの慣例からいけば、行ってたということです……。

○委員（河原井大介君） 議運とは何の関係なんです、今。

○副委員長（鯉渚秀雄君） あったからでしょうよ、その祝賀会が。だから議会としてはちょっと無理なんじゃないですかと。

○委員（河原井大介君） 何の話が無関係あるんですか。

○副委員長（鯉渚秀雄君） いや、町長の祝賀会をやりましょう、やりたいという話……

〔発言する者あり〕

○委員（河原井大介君） いや、町長に応援の事務局に挨拶に行かなければ何、だめだという話ですか。法律で決まっているんですか。

〔発言する者あり〕

○委員（河原井大介君） いや、議長、出陣式に行っているんじゃないですか。

○議長（小唄 孝君） あれ、上遠野町長が1回目当選したときは、俺の記憶では藺部さ

んが来てくれたんだよね、当選祝いに。だけど、そのほかは誰も来ていないだよね。それはもう慣例ではしていないという感じで、私は受けとめたんだよね。前回、菌部さんは1人は来てくれたんだよね。応援した人……

〔発言する者あり〕

○議長（小坪 孝君） 今回も行ってくれたみたいで、前はそういうことって、お祝いに行っているという経緯はあります。上遠野町長が言ったようなときには、2人の議員さん、心当たりあると思うんですけども、上遠野町長の石塚の今度の事務所には誰も来ていません。菌部さんだけ、で、そのほかの議員さんは誰も来ていないと。その前に阿久津町長のときにも議員さんも来ていないけれども、執行部も来ていません。

〔発言する者あり〕

○議長（小坪 孝君） 電話をかけられて、石川多聞さんも午後から来だし、執行部も午後の3時か4時頃に、そういうお祝い、全然執行部も来ていないし、議員さんも来ていませんよ、阿久津藤男さんの1期目の当選ですね。

○委員（河原井大介君） 電話したから来たんです、役所に。

○議長（小坪 孝君） 上遠野町長のときも、議員さんは来ていないんだよ。

○副委員長（鯉淵秀雄君） あの、あそこの、何というの、だから何を言っているんだじゃなくて、僕は、祝賀会を催したい。議会として恐らく誰がむくということで。

○委員（河原井大介君） いや、いいです。私が言ったのは、事務所に行く、行かないはどうだっていい話じゃないですか。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから、そういう形の中で議会としてできるんですかということですか。

○委員（河原井大介君） できるんじゃないですか。できる、できないは我々が決めるんじゃないで、議員でみんなで決めるんじゃないですか。

○副委員長（鯉淵秀雄君） ここで判断を求められているんですよ、今。全員で決めるべきことじゃなくて。

○委員（河原井大介君） これはもう相談していますよね、議長が。さっき言っていましたよね、いろいろともう話していますよね。そんなことを言われる筋合いはないし、こっちは提案して、お祝いですから、お祝いなんだからいいじゃないですか。

○委員長（関 誠一郎君） これ、総務課長、議運で判断するのは難しいね。

○委員（河原井大介君） だって、自然発生的に始まるものですよ、これは。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから、総務課長とすれば議運に出し、議会のほうへ。だから議会として受けられませんということですよ、言っていることは、お祝いについては、いろんな経緯の中で。

○委員（菌部 一君） あれ、総務課長はこの議運の中で相談してほしいという意味かね。

○副委員長（鯉淵秀雄君） それはそうでしょう。

[発言する者あり]

○議長（小唄 孝君） 総務課長は頼まれたの、きょうの。

○総務課長（河原井 明君） 実際のところそうです。

○議長（小唄 孝君） 頼まれたの。はっきり言って、私から言わせていただきますと、町長さんには、過日、話は一旦しました。私ひとりにしてもあれなんですから、ある程度の議員さんの中でいてもらって、話をした経緯があります。

そんな中で、私が出陣式に行ったときに、百条で告訴しているからという形で不愉快な思いをしました。非常にそういう形で今回は不愉快な思いで当選祝いをするのはいかななものかなという感じがするもので、町長さんには早く百条委員会を閉じるから、閉じてから11月の半ばのころに、いいだろうから、当選祝い、百条委員会閉じて、きちんとわだかまりをなくしてお祝いをやりましょうという、ね、お願いはしたんだけど、そういう形で聞き入れてもらえないという形で、きょうはそんたくを頼まれていただけの話ですから、これは大人ですから、皆さんで判断してもらって、私は非常に今の町長に対しては不愉快な思いをしました。来てください、来てください、6回も頼まれて、大人のつき合いではないなという感じがして、行ったらば無視されて、後は非常につらい思いをしました。そういう中で本当に当選祝いをできるのかなと。非常に、鯉淵議員からも言われたんですけども、当選祝いにみんなで顔出ししてもいいんじゃないかという、私はもう出陣式で懲り懲りで、今、言って、要するに非常に当選祝いにも行くのはわかっていました。現職の町長ですから。でも、出陣式に対して非常に不愉快な思いをして、町長がごめんなさいでも何でもないんじゃないかね。菌部委員長さんらも、町長が完全に謝ってくださいなんて面倒な役言ってくれたんだけど、それに対しても全然ノータッチで、やっぱりノーサイドで行くというのであれば、やっぱりきちんと、だから、みなさんは大人ですから、総務課長が言ったやつに……

○副委員長（鯉淵秀雄君） だからこう言ってあげているんでしょうよ、ノーサイドでできないからできないんでしょうと。

○議長（小唄 孝君） いや、まあ、それは、総務課長が言ったやつに対して、俺は個人的にそういう話は言いてえんだというだけだから。

○副委員長（鯉淵秀雄君） もう言われた時点で、じゃ、さっさと行ってあげればよかったのさに……

○委員（菌部 一君） 委員長、私も別にいい格好するわけじゃないんです。その出陣式の話、後日議長からその経緯を聞いたものですから、これはまずいなと思ったんですよ。その後、町長当選されてから、それは町長のほうにも、そういう経緯があれば、町長一言議長に謝って、そうすればその形がいいからとは言ったんですが。町長、議長のほうにはその謝る話はなかったんですか。議長は謝ってもらってないんだ、まだ。

[発言する者あり]

○副委員長（鯉淵秀雄君） その出陣式そのものは、僕ら支持している議員でさえ何も無いもの。

○委員（園部 一君） いや、それは、それは挨拶でも、出陣式ではやっぱり議長はいろいろ考え方があった。でもやっぱり議会の代表だもの、やっぱりそこは挨拶は求めるべきだと私は思っていますよ。

○議長（小坪 孝君） 町長が頼まないで、挨拶お願いします、お願いします……

前もって、水戸の会議、県の会議、大宮の会議で出陣式に挨拶お願いしますなんて言っていて、わかったよと言っているのに、それからもう実は3回来て、挨拶お願いします、お願いしますで。何となく今度は行って見たら、赤恥かかせるように呼ばられただけで、何にも来てちょうだい、来てちょうだいと行ってから無視で、まあ、そういう感じで。

○委員長（関 誠一郎君） 総務課長、議運の委員長として、ああです、こうですという判断できないな、これは。

○議長（小坪 孝君） まあ、議長のことはノーサイドで、まあ皆さんで判断してください。

○副委員長（鯉淵秀雄君） いずれにしても、議長が発起人、今言ったように、できなければ近々の祝賀会というのはできないということでしょう。しょうがないでしょう。

○委員長（関 誠一郎君） いや、だから議会を通過してからに。

○副委員長（鯉淵秀雄君） しょうがないでしょう。

○委員長（関 誠一郎君） そのように町長に報告してください。

○総務課長（河原井 明君） はい、わかりました。

〔発言する者あり〕

○議長（小坪 孝君） 向こうの町長派の議員さんとお祝いはやったのけ。

議員を応援した、町長を応援した……

〔発言する者あり〕

○副委員長（鯉淵秀雄君） 通常は、議長が発起人になってやるのが通常でしょうが……

○議長（小坪 孝君） 百条閉じてからやっぺというように言っているんだけど。いや、できますよ。百条を閉じてからお祝いはやっぺと言っているんだから、やっぱりそういう感じで。

〔発言する者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） そういうことで、祝賀会絡みで、もう今回は……

○議長（小坪 孝君） 執行部が発起人でやるんだろう、総務課長。

○総務課長（河原井 明君） 本来から言えば、町長ですから、議会側のほうからしてほしいんですけども、もしそれがなければ執行部で。

○議長（小坪 孝君） 執行部でお祝い、課長らでお祝いやって、あと議員さんが、応援した議員さん呼ばってやったらいいんじゃないの。

○総務課長（河原井 明君） いや、そういうわけには、やるなら全員で。

○議長（小塚 孝君） 全員でやるにはやっぱり、百条委員会閉じてからにすっぺ、みんなにお願いすっから。

○委員長（関 誠一郎君） 議長、じゃ、祝賀会の話はいいんですか。
事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、事務局から3点ほどございます。

まず1点目、毎回の定例会最終日に上程してございます、閉会中の議会運営委員会の所掌事務調査についてでございます。会議規則第73条の規定によるもので、今回も定例会最終日に上程してよろしいか、ご審議いただきたいと思ひます。

○委員長（関 誠一郎君） それだけ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 次、行っちゃいます。

2点目です。今年度の議会運営委員会の視察研修につきましてご協議をお願いしたいと存じます。

それから3点目、議会中継についてでございます。

議会改革の一環で取り組んで、本年度取り組んでございませ議会中継についてご説明したいと思ひますが、いいですか。

きょう、後ろの物がありますけれども、説明しながら、動かしながら説明したいと思ひます。

ちょっと私には画面見えないんですが、町のホームページについてはこんな形になってございまして、この中で、今まで議事録しか載せていなかったんですが、こういう形で6月5日の開会して、内容的には、開会、提案理由の説明、請願付託ですよと。現在、あのカメラで撮った映像をちょっと載せてみました。

〔映像視聴〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） という感じで、次、2番目が質問をしている阿久津則男議員で、内容はこんなものですよという感じで、画像はこちらを、という感じで今までのカメラを。ただ、問題はこの後ろなんです。ここで後ろに傍聴者がまるっきり映ってしまうんです。ちょっと判別できるようになってまして、私の顔をなぜ映すんだとかそういう声が怖いなという思ひがございませ。

ですので、今の案としましては、今の画像を消しまして、こんな感じで真っ黒な画面でとりあえず、こんな感じで画面は黒いんですが、左側に内容が書いてあって、第2回、書いてあるそこへ、というのを載せて、議会改革で全国的に流されているこの何というんですか、議会中継、録画中継でこういう感じでとりあえず載せて、画像を載せるときには、もっとカメラをズームアップして固定して、ちょっとわざが、松崎主任書記のカメラワークが重要になってくるんですが、質問者だけしか映さないようなカメラにして。

○主任書記（松崎英明君） それは……

- 議会事務局長（阿久津雅志君） 無理、できない。
- 主任書記（松崎英明君） もう、最初に入った段階でうしろの人入っちゃう。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 入っちゃうんだ。
- 議長（小坏 孝君） 傍聴者も入っちゃう。
- 主任書記（松崎英明君） はい。
- 議長（小坏 孝君） 入らない様に絞るということとはできない。
- 主任書記（松崎英明君） もう、ボタンで操作した段階でちょっとタイミングがずれるんですけども、その段階で映り込んでしまう心配です。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） ということで、カメラワークは無理なんです。
- 副委員長（鯉淵秀雄君） カメラはセットなんでしょ、もう。
- 議長（小坏 孝君） 傍聴者に了解もらえば。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 了解、毎回これからそこに、受付のところに書いて、カメラに映る可能性があります。ご了承くださいというような、書こうと思うんですが、納得できないという人があらわれたらこれは無理かなと。ただ、メールなんかでも、今、時代は映像アップが当たり前なのに何だという苦情が3回ぐらい来ていまして、その都度、今年度予算とりましたからねと返信はしているんですよ。ですから、今年何もやらないわけにはいかないので、これで、今回はとりあえず画像は画像なしで音声を上げて、議事録アップだけじゃなくて、読むよりも聞くので対応したいなと思っています。
- 副委員長（鯉淵秀雄君） ここまでやって画像なしというのはちょっと、これは、逆に反感持たれかねないんじゃないの。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） まあ第1歩ということで。
- 委員（片岡藏之君） あとは、邪魔だったらここに一言入れておいたら。
- 委員長（関 誠一郎君） でも、映っちゃっているということですね。
- 委員（片岡藏之君） だから、この黒塗りで今やっている状況で、傍聴者の顔を出すぐらいだったらということで、許可がいただけませんのでということでやっていけばいいんじゃない。
- 委員長（関 誠一郎君） 他の議会は。他は。
- 主任書記（松崎英明君） あの議場が傍聴席が高いんですよ。
- 〔発言する者あり〕
- 委員（河原井大介君） 委員長、今先ほど言ったように、片岡委員おっしゃったように、今回はそれで入れて、次回からちゃんとお知らせして、場所、座る位置も大事でしょうから、ここちょっと映っちゃうかもというところから……
- 議長（小坏 孝君） 腰かけに書いておくのか、ここだけ。ここに座れば映りますよと。
- 委員（園部 一君） そこがあいちゃう。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） あと、逃げとしては、今回ビデオカメラを別にズーム

アップしておいて、音声がどれだけ入るかちょっと見ものなんです、それで対応もできるかなと。

○議長（小唄 孝君） 傍聴者について、ちょっと顔が……

○議会事務局長（阿久津雅志君） そう映らないようには処理して、できれば、撮ればこんな感じで対応をしたいなと思っています。いきなりぼーんとアップしちゃうと議員さん、聞いていないなんてお叱り受けるということで、報告して、全議員さんに了解とって、今回とこれ前回はもうアップする、これはテストですからアップする気はありませんが、今回の定例会から対応したいかなと思っています。

○委員（片岡藏之君） それだったらいいというか、確認、傍聴者に確認とって、この辺のところは映りますからということで確認とってやればいいんじゃない。それで、みんなが反対の場合はしようがないから。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そういう声があれば、じゃ対応してもいいんじゃないかと。

○委員（片岡藏之君） うん。

○議会事務局長（阿久津雅志君） はい。傍聴受付のところには、ちょっとそれを置きたいなと思います。

○議長（小唄 孝君） 本当にきちんと確認とっておかないと、後で文句言われたんではどうしようもないよな。

○委員長（関 誠一郎君） 受け付けのときに、ひとこと書いてもう渡すしかないよね。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 全然わからないから。

〔発言する者あり〕

○委員（藺部 一君） あれだって、テレビだって消すもんな。消しているもんな。

○委員（小林祥宏君） その辺は今回はこれでやっていたらいいんじゃないの。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そうですね。

○委員（小林祥宏君） やっぱり、後を考えても。最初はこれでいいよ。

○議長（小唄 孝君） 声かけてか。声だけ聞いただけでも違うだろうから。

○委員（藺部 一君） そうだよな。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 一般質問だけ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） いえ、全部、上下、日にちごとに入っています。ちゃんと採決まで全部入っています。

○委員（小林祥宏君） 声が入ったからな。

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、とりあえず今回は音声のみということで。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 次回からこれはテストで、前回の、何ですか、映像を抜き出してテストでできるかどうか試してみたいんですが、次回から、もしうまくできれば載せる方向で、じゃ動いていきたいと思っています。

○議長（小嵜 孝君） 来年度の予算では、傍聴、質問したときに映るようなカメラ用意して。来年度の予算で。あれ、待っているほうのテーブルさつけて。

○委員（河原井大介君） でも、委員長、逆に、逆にですけれども、議会壇上でもいいですけれどもね。一般質問だけは。

○委員長（関 誠一郎君） ああ、逆に壇上でか。

○委員（河原井大介君） そうすれば、数少ないので。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そうなんです、町長が上がる、説明する壇上で一般質問、昔はそういうやり方をしたんですが、それだけだったら間違いなく大丈夫。

○議長（小嵜 孝君） 再質問のときは放送しないで、1回目だけ放送するという……

○議会事務局長（阿久津雅志君） ただ、私もあれですから、議会改革の一環で、今までは町長がしゃべるところに来て、議員さんも一般質問をしていたのを、対面方式に変え、議会で議会改革で変えたんだというのを読みましたので、またもとに戻すのも変かなと。

○委員（河原井大介君） まあ、余り関係ないと思うんですが、どっち向いていても。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それだったら、こっち向いたんであれば、カメラは本当オーケーです。

○委員（小林祥宏君） 難しくないんだ、本来は登壇だから向こうさ行かなきゃないんだよな。意味からすると。こっちの。

○委員長（関 誠一郎君） だから、このカメラによってこの事業を開始されたということ……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 結局、違うんですよ。要するに一問一答方式がもう主流になってきちゃったんですよ、一括答弁方式じゃなくて。一問一答方式になった場合が、やっぱりその議員のほうを向いて質問したんではおかしいというそういう指摘……

○委員（小林祥宏君） それはそうなの。それはそうなの。

○副委員長（鯉渕秀雄君） ですから答弁式にして、直した経緯はあるんです。

○委員（小林祥宏君） そうだよ、せつかく、それはそうなんだよ。

○副委員長（鯉渕秀雄君） それで、一括方式なら何でも構わないんですが。

〔発言する者あり〕

○委員（小林祥宏君） 試行錯誤でいろいろ考えてやっていったらいいんじゃないか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そういう方向で対応させていただきます。ありがとうございました。

○委員長（関 誠一郎君） よろしくお願ひします。

閉会中の議会運営委員会の所掌事務調査で上程してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、3点目の研修については、ここでやっちゃおう。じゃ、研修についてご協議いただきたいと思います。

事務局から何か案があれば。

○副委員長（鯉淵秀雄君） ゆっくり考えるの。

○委員長（関 誠一郎君） だって、こっちで委員会で何も検討もしていないよ。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 違う、委員会としてそれを、常任委員会としてやるかやらないか、それを決定しないと……。

○委員長（関 誠一郎君） やります。

○委員（蘭部 一君） そうしたら、委員長、いいんだけど。それで、今中継のやつ、やっているところどこか行ってきたらいいじゃない。実際やっているところ。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 結構どこでもやっています。

○委員（蘭部 一君） やっているの、本当。その他どういふふうな……

○委員（小林祥宏君） もういずれにしてもあれだっぺ、予算は上程しているんでしょう。

○委員長（関 誠一郎君） 事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ほかの市町村はみなさん、立派なうちの議会システムを、何千万とかけて、お金をかければもう配信までできちゃうんですよ。ほかの市町村がそういうことをやって、議事システムも、議事録システムも全部お金かけて、何千万とかけて、そうすると過去の議事録も全部検索できるとかそういうシステムなんです。うちはいかんせんお金がないので、これもほぼ無料のユーチューブというのを使って、ほぼ無料でやっていますので、近隣でやっているのは那珂市さん、那珂市さんもユーチューブを、無料ですよなんていうので私もその気になっていたら、話を聞くとやっぱり裏に業者さん隠れてまして、お金を出して処理している状況がちょっと見受けられました。うちのほうはほとんど数十万、何かあったときの編集ぐらいでほとんどお金かけていないので、結構担当がかわっても大丈夫なように構築しています。考えています、マニュアルも。

かえてそれよりは、次の段階の議会改革という、まあ私が来たときにやれと言われた、いわゆるタブレット議会、そっちのほうがおもしろいのかな、おもしろいというか、今後いかなきゃいけないのかなと、そのように思っているんですが。

まず、研修としましては泊まりなのか日帰りなのか、それからもし、今まですみません、研修というと事務局一任ということで、何をやらいいのかいつも悩んでいたんですが、今回は、もし事務局一任であればそのタブレット関係で、今まで寒川町、先進自治体で寒川と、それから2カ所ぐらい回っているんですね、たしか。使っているところよりも、実際そのモア、モア何とかというシステム屋さんが東京秋葉原に、こう会社で実際使わせてくれる場所があるというので、日帰りでそういうところに行くと、実際さわって、操作できてわかるイメージがつかめるのも研修先の一つになるのかなと思って頭の中で考えていました。別にそこがいいとかいうわけではなくて、今のところ思い浮かぶのはそのぐらいです。事務局からは以上です。

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、研修やりますか。

やらない。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 東京秋葉原なので、車で行ければ日帰りで行けちゃうぐらい。

○委員長（関 誠一郎君） そんなに時間かからないんだよね、向こうの研修の時間。

○議会事務局長（阿久津雅志君） もう、1時間、2時間あれば十分。実際さわらせてもらって、どういうものかというのを教わるデモですか、ショールームってことですので。まあ受け入れてくれるかどうかはまだ連絡とっていませんけれども。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） その寒川町とかというところは日帰りで帰れているところですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 寒川は神奈川なんです。もう、1回過去に行っているですよ、もう、うちの町が。

○委員（藤咲芙美子君） できれば日帰りをお願いしたい、できるところをお願いしたいなと思うんですが、1泊になるとちょっと負担かかるんですね。

○委員長（関 誠一郎君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○委員長（関 誠一郎君） 行きたくない。

○委員（河原井大介君） 日帰りでもいいんじゃないでしょうか。

○委員長（関 誠一郎君） 日帰りで。

○委員（河原井大介君） 今の話だと日帰りのほうが時間が……

○委員長（関 誠一郎君） 日帰りというお話がありました。

○委員（藺部 一君） 秋葉原。

○委員長（関 誠一郎君） やっぱり、そういうのもさわってみないとわからないですよ、確かに、そういうところがあれば。

じゃ、秋葉原を中心に、事務局のほうで。

○議会事務局長（阿久津雅志君） じゃ、よければ、まだ向こうで受け入れてくれるかどうかは聞いていませんので。もしよければそれでちょっと話を進めてみたいと思います。

○委員長（関 誠一郎君） それで、そういう方向でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ほかは言わないですね。

○議会事務局長（阿久津雅志君） いないです。

○委員長（関 誠一郎君） その他。

○副委員長（鯉渕秀雄君） じゃ、その他で。すみません。

今回、その百条委員会のほうから中間報告書という形で、報告第42号のほうが上がってきているんですが、これを報告書という形ではなくて、やはり議会にはきちっとした説明

が必要なんじゃないかなと思うんです。

というのは、1つはその議決案件と内容が若干変わってきているところがあるわけですよ。要するに流用の問題ですとか、告発の問題ですとか、その辺も含めて、やっぱりそのある程度質疑に応じるような形で、議会の説明をお願いしたいなという、まず、お願いをしたいと思います。これ、私、記者会見だけで、議会で説明なしと、報告だけで終わりにしようというのは、ちょっとこれは問題がありそうな気がするんですが、何かこれ中間報告であれなんで。

○委員長（関 誠一郎君） 片岡委員。

○委員（片岡藏之君） 私は、正直言って、町民から聞かれるの、どうなっているのと言われるのが一番困るんですよ。どのような形になっているの、あんたら何も知らないのと言われるのが一番つらいんですけども、私らも説明のしようがないものですから、その説明できるようなあれをやってください。

○委員長（関 誠一郎君） 副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 一つには、要するに流用の問題。これ、流用の部分で、なぜ弁護士さんへ委託をしなければいけなくなったのかという問題が1つありますよね。流用という問題になれば、やはりその議会の議決案件と内容が異なるわけですから、議会のほうへ説明が欲しかったなということで。これ、自治法でできるということで、自治法で押し切られたというのがあるんですけども、自治法でできるということではなくて、やっぱり議決案件とこういうのがあれば、やっぱり議会に説明が欲しいというのがまず第1点。

2点目は、告発の問題にしても、やはりその議会へ、これ記者会見の件については、それ議長名で告発をしたというような話をされたと思うんですが、議長名であるならば、議会の全員がやっぱり周知していなければいけないということだと思っんです。

あの後、閲覧させてくださいと事務局のほうにお願いしたんですが、閲覧できませんということで断られていますので、やはりその議長名で告発書が出されたのであるならば、やはり議会へきちんとした告発の内容を説明すべきだと思うんです。だからそういうもろもろの点も含めて、やはり議会へ、全協の日程の中でも結構ですから、やはり時間をとっていただいて、説明をしていただきたいと思いますと思うんですが。

○委員長（関 誠一郎君） 議長。

○議長（小坪 孝君） 百条委員会で、鯉淵委員が今言われたように、小坪議長名で告発をしたという形とだったの。百条委員会、その当時は百条委員会調査中で、要するに完結にならないと、調査段階中であって、やはり捜査中というか捜査してやっている段階で、その中で百条委員の中で告発できるものっていうと、部外者というのは、議長名、小坪孝だったものですから、そういう形で今、百条委員会が継続中という感じで、小坪孝の名前を告発、中間でしました。そういう形で本当に議員の皆さんには、非常にそういう形で、町民から言われた経緯に対しては、非常に謝罪しなくちゃならないなという感じはいたし

ますけれども、今、百条委員会まだ閉じていないものですから、そこら辺ご理解いただければありがたいなと思うんであります。

○委員長（関 誠一郎君） 副委員長。

○副委員長（鯉渕秀雄君） まだ閉じていないから後に回しますということではなくて、やはりその記者会見という中間報告をしているわけですから、本来であるならば、記者会見前に議会へ報告をして、それから記者会見だと思います。それが筋だと思うんですよ。だからそういうことも含めて、やはりここはまあその途中経過であれ、こうやって中間報告書出てきているわけですから、その内容等についてやはり議会にこうきちっとした報告をすべきだと思うんです。委員長さんが。

○議長（小坏 孝君） まあ、百条委員会のことでは、今、鯉渕委員から言われたように、中間報告というのもわかるんですけども、百条委員会のほうでは、要するにとりあえずその刑事に告発するという形というか、しなくちゃならないという文言からやはりそういう中間で、やはり委員会で作るといのはおかしいという感じで議長名で出したという形であって、要するにご理解いただきたい。百条委員会で中間報告をやるとなると、やっぱり捜査中の段階でありますので、小坏孝が報告するといってもいかなものかなとも思うし、百条委員会でまだ今捜査中ですので、ご理解していただきたいと思います。だから完結……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 捜査中であれ、個人名で告発書が出たわけじゃないですよ。今言われたように、議長名で出ていますよね。

○議長（小坏 孝君） いや、議長名であるけれども、私個人で……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 個人じゃないですよ、議会を代表した議長名で告発書が出ているということは、議会全体を把握させなきゃ、承知させなければいけないと……

○議長（小坏 孝君） 鯉渕委員から言われているのは、議長名だ議長名だって、まあたまたま議長をやって、そこの百条委員会の中に参列してましたので、小坏孝という……

○副委員長（鯉渕秀雄君） わかりました、参列というか、参加してました、してました。

○議長（小坏 孝君） だから、私しかいないもんですから……

○副委員長（鯉渕秀雄君） それは、自治法にのっとって、議長名なら告発書が出せるということがあったと思うんです。

○議長（小坏 孝君） 議長名なら、出せると言うのは……

○副委員長（鯉渕秀雄君） いや、自治法で議長名なら出せるんです。それは……

○議長（小坏 孝君） それはあったかどうかはわかって……

○副委員長（鯉渕秀雄君） あったかどうかわかんないっちゃあんめ。あったから出したんでしょよ。

○議長（小坏 孝君） あるとかないとかそんな問題じゃなくて、やはりそういう事件が

ね……

○副委員長（鯉淵秀雄君） 百条委員会で結構そういうその、今までの過去の慣例というものはなし崩しにされてきた経緯があるんですよ。だからどっちで今回の議会を運営するのかなというのが先ほど言った観点なんです。やっぱり議会は一元化していかないといけない。だから議長名で出した以上は、議会にはやっぱり周知しなければいけないということだと思っんです。これを捜査途中だとか何だとかじゃないと思っんですよ。議長名で出した、議会を代表した議長名で出しているんですから。その百条の委員になられたのは知っているかもしれない、内容を把握しているかもしれない。百条の委員会に入っていない方は何も内容を知らないです。じゃ、この話どうなっているのということですよ。僕らは知りませんといわざるを得ないです。だから、この今は、議長なんかはちゃんと説明できますよね、聞かれれば。説明したという経緯はあるというふうには聞いているんですけども。

○委員長（関 誠一郎君） 片岡委員。

○委員（片岡藏之君） あとは、局長にお願いがあるんですけども、議長名で告発書を出したということなものですから、その控え、告発の、あれを議会に出してください。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 持っていません。

○委員（片岡藏之君） 何で持っていないのか。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 持っていませんって、議長名で出ているのに事務局が把握していないというのはおかしいでしょうというんだよ、これ。

○委員（片岡藏之君） 何で事務局で持っていない。

○副委員長（鯉淵秀雄君） おかしいっていうの、局長、議長名で出ている告発書を事務局が持っていないんだったらおかしいですよ。

○議長（小坏 孝君） いや、これは片岡委員、今捜査中で、やはり……

○委員（片岡藏之君） 捜査中云々は関係ない。捜査中じゃないときだって、告発しちゃったんだから、告発しちゃったんだから。

○議長（小坏 孝君） 違う、違う、それは一部だから、百条委員会の中でも実際には。

○委員（片岡藏之君） 一部でも何でも、告発をしたということは、その控えの文書はあるわけでしょう。事務局で。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ないです。

○委員（片岡藏之君） 何でないの、だから。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議長の名前ですけども、個人なんです。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 何で、議長名で出したのに、あるわけですよ。

○委員（片岡藏之君） 議長名で出しても、個人で出してもあるでしょう。城里町議会の議長でしょう。

○副委員長（鯉淵秀雄君） じゃ、あれなんですか、議長名で出したら、今度は個人でも

出せると。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議長名じゃなくて、個人でしているやつです、きっと。

○副委員長（鯉渕秀雄君） でも、議長名で出している。

○委員長（関 誠一郎君） 事務局は通していませんが。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 議長名で出ていると記者会見の席上で言ったんですよ。

○議長（小坏 孝君） 議長名、小坏孝だから議長と言っちゃっただけで。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 個人なもの。

○議長（小坏 孝君） 個人だって。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 間違いないですね。

○議長（小坏 孝君） 間違いない。

○副委員長（鯉渕秀雄君） どっちみちそのうち……

○議長（小坏 孝君） だって、鯉渕委員が言うように、議会の議長だったらみんなに報告……

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、議長名で出しましたと記者会見の席上で発言したでしょうよ。

○議長（小坏 孝君） 誰が、誰が言ったの。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 委員長ですよ。議長名で告発書を出しましたという報告がありましたから、それだから事務局へ言って、我々に閲覧させてくださいということで……。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 申しわけない。告発書とかつくれるわざはないので。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、例えば、というか、個人名、つくれるわざないということはないでしょう。

○議会事務局長（阿久津雅志君） あれは。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、そのために30万という費用をかけたわけでしょう。でしょうよ。告発書をつくるために、弁護士さんに頼んで。でしょうよ、違いますか、そうでしょう。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 私の一存ではないので。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 事務局はそれを把握していなければいけないということです。

○委員（片岡藏之君） だから、じゃ、局長、局長に聞けばいいと。

じゃ、議長名を抜いた小坏孝という……

○議長（小坏 孝君） で、やりました。はい。

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、それで告発は、じゃ、できるんですか、じゃ。

○議長（小坏 孝君） できます。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だって、百条委員会へ参加しているんですよ、この方は。

それを個人名で出したくない訳ないでしょう。百条委員会へ参加してなければいいです

よ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 逆に百条委員会ではしていないですよ。小坪孝で告発しているんですよ。

○議長（小坪 孝君） だから、百条委員会は閉じてないから。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 百条委員会へ参加しているんですよ、オブザーバーでありながら。そして発言もしているんですよ。その方が個名で告発しましたなんていう、その百条委員会の内容等を個名で告発しましたなんてあり得ます。

○議長（小坪 孝君） 調査の段階だから。

○副委員長（鯉渚秀雄君） ないでしょう、そんなの。出席してなけりゃ別ですよ。出席していて、発言もしているんですよ、その席上で。

○議長（小坪 孝君） 出席して……

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから何もわからないから、僕らが報告をしてくださいと、報告書じゃなくて報告をしてくださいということ。

○議長（小坪 孝君） 報告は最終、中間だけご理解してください。

○副委員長（鯉渚秀雄君） だって中間報告書が出ているんだもん。ここで報告書出しましたではおかしいでしょう。

○議長（小坪 孝君） いや、最終報告で。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 議会が把握していなければおかしいですよ。一介の議決案件なんですから。それは慣例云々じゃないです。これは自治法で定められた公務です。

○議長（小坪 孝君） だから自治法でやっていると言っているんだから……。

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから自治法でやっているときには、ちゃんと報告しなきゃだめなの。

○委員（片岡藏之君） 事務局でその辺のところをしっかりとってもらわないというと、後で事務局で攻められたときに大変なことになるからね。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 自治法の中だって、自治法で出せるってこの前僕に言ったでしょうよ。

○委員（河原井大介君） 事務局は関係ないですよ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 事務局関係ないなんてあり得ないですよ。事務局ちゃんと百条委員会へ入って撮っているんだもの。

○委員（河原井大介君） 政治判断の中には関与していないですからね、まず。

○副委員長（鯉渚秀雄君） また、そんなこと言ってる。んだら、事務局は百条委員会の中で参加しなければいいん……

○委員（河原井大介君） だから百条委員会の事務的なサポートをする上では入っているけれども、政治判断には関係ないです。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 何のために30万も使ってね、弁護士さんに委託をしたか、そ

の委託の内容は何だったのか、その3項目が……。

○議長（小唄 孝君） いや、それは百条委員会は途中だから、最終報告……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 告発された告発書が出ているんだもの、最終報告じゃないんですよ、中間報告書が出ているのに、最終報告でやりますなんていう話はないです。

○議長（小唄 孝君） でも、やっぱり今はそうなっちゃうんじゃないか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 藤咲さんはいかがですか。

中間報告書にこれ載っているんですよ。載っていて議会へ報告できないなんて話ないですよ。

○委員（藤咲芙美子君） 私は、最初から傍聴を入れてやってほしいということだけは言っていたんですが、やっぱり議会の中で、委員会の中でそういう方針でやろうということで、ちょっと皆さんにはわからないというようなところをご不便をかけているんじゃないかと思うんですけども、ちょっと委員会の中で全員がそういう形でやっていたということなので、ちょっと私も毎回毎回傍聴を入れてはどうか、傍聴を入れてはどうかというようなことで言うてはいたんですが、なかなか委員全体での報告という、こう結束というのがやっぱりきちんとできていなかったということもあったので、そのまんまで継続してきました。

確かに鯉渕委員が言うように、地方自治法で中間報告出ているんだったら、もっときちんと出すべきじゃないかというのはわかるんですけども、委員会の中でそういうふうに決めていいかということなので、ちょっと私もそちらのほうに同意していたということはありませんので、どうなのかなということにはちょっとこう、ちょっと苦しいところなんです。

○副委員長（鯉渕秀雄君） わかりますよ気持ちは、わかります。

だけれども、やっぱりこれ中間報告書といった報告書が出ているんですから、やっぱりこれは全協、5日ですか、金曜日、そのときにでも時間をとって、またその説明をしていただきたいなど。その中で、ある程度質疑も受けてほしいなと思っていますが。

○議長（小唄 孝君） でも、その記者会見で鯉渕さん傍聴したように、あれしかないんじゃない、百条委員会さ。

○副委員長（鯉渕秀雄君） いや、あれしかないかわからないけど、質疑は出来るでしょう、今回は議会より説明を……

○議長（小唄 孝君） でも、捜査中だから質疑はできないかと……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 捜査中、何でその捜査中、捜査中とあり得ない。

○議長（小唄 孝君） 捜査中だから、それが傍聴だの質疑だのにやっぱりやらせちゃうと、百条委員会がごちゃごちゃになっちゃうかもしれないから、もういいんじゃない。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 何なんです今ごろ、終わったものに対する質疑だものもう今までも……

○議長（小唄 孝君） いや、終わっていないと、今捜査中です。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 捜査中はもう終わっているでしょう。30万円の流用は、どうやって30万円どこからだ。中間報告は、私はどうやって出しているのかと思うという話です。終わった話に対する質疑が重要でしょうという話ですよ。今後の百条委員会の進め方については、僕から発言をすることはできませんけれども、もうとっくに終わったものについては、やっぱり中間報告で報告をしてほしいなど。

○委員長（関 誠一郎君） この中間報告でご理解いただきたいと。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 何でできないの。

○議長（小唄 孝君） 捜査中だから。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 捜査中ということは、個別に出した、個別に個人で出した告発書が何で捜査中なんですか。議会とは関係ないでしょう、じゃ個人で出したんだから。何で捜査中と言えるんですか、議会の中において。個人で出したのに。

○議長（小唄 孝君） いや、だから百条委員会では、閉じないから小唄孝で出したんじゃないかと言われたもんだから、そんだから……

○副委員長（鯉渚秀雄君） ううん、いやそれだから、百条委員会から要請をされて議長名で出したんでしょうというんです。そうしたら議長名でしょうというの。

○議長（小唄 孝君） 議長は、使わないわけだったんだけど、使っているだけ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 知らないですよ、とりあえずものを見ていないからわからないですよ。

○委員（片岡藏之君） 出した本人は誰なの。実際に持って行って、どこに出したんだかわからないけれども、持っていった人は誰なの。

○議長（小唄 孝君） それは今捜査中だからって。後で閉会してからしゃべっから。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 閉会してからしゃべると。

○委員（片岡藏之君） 閉会してからじゃだめでしょう。

○議長（小唄 孝君） 何でだめなの。何でだめなの。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 個人の告発するあれならば、議会とは関係ないんですから、捜査中なんていう言葉は出ないでしょうよ。というか関係ない。

だから、議長としては恐らく個人で出したにせよ、百条委員会の内容等告発文書に載せて出したから議長名になっちゃったんです。その辺をきちっと説明していただければありがたいなということです。捜査中云々関係ないです、これは。

○議長（小唄 孝君） 最終報告を。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 最終、それならもう中間報告なんてすべきじゃないでしょうよ。何のためにこの報告書上げておくの、これ。この報告書の内容も報告できないのけ議会で。これはあくまでもペーパーでしょうよ。

○議長（小唄 孝君） ペーパーだって……

- 副委員長（鯉渚秀雄君） あくまでもペーパーでしょうよ。だって記者会見はちゃんと口実のもとに記者会見しているでしょうよ。
- 議長（小唄 孝君） だって、それは百条委員会がやって……
- 副委員長（鯉渚秀雄君） だから百条委員会にお願いしているんでしょうよ。
- 議長（小唄 孝君） やっているの。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） うん、百条委員会に。
- 議長（小唄 孝君） じゃ、百条委員会が閉じてから、報告と。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） だから、議長はそういう点ではないでしょうよ。百条委員会通してから報告しますなんていう。
- 委員（河原井大介君） 結局、百条委員会で決定しますので、ちょっとこれは1回百条委員会でやりましょうよ、1回まずは。百条委員会でやりましょう。開いて話きちっと、報告できるようにしたいじゃないですか。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 報告できるかできないか。
- 委員（河原井大介君） すぐに報告できる、きちんと話し合えるじゃないですか。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） だったら……
- 委員（河原井大介君） 今、予測で、今多分ご判断されているのは、予測というか、何というか妄想もあるし、何となくという雰囲気いろんな情報を聞きかじっているところもあると思いますので、きっとそれをきちっと我々がまとめて、どういうふうな形かというのは、1回百条委員会でまとめていかないとまずいので。
- 委員（片岡藏之君） ということは、これはなしになっちゃうわけ。
- 委員（河原井大介君） いや、そのままでいいんじゃないですか。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） だからそのままでいいんです。ペーパーじゃなくて、口実のもとにきちんと議会へ説明すべきでしょうと言っているんだよ。一回説明しなくちゃおかしいでしょうよ、だって。
- 議長（小唄 孝君） これ、説明するから中間報告をしているわけだっぺ。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） だから、何でそんなに記者会見で口実でそんなになっているのよ、記者会見が、記者向けに。
- 議長（小唄 孝君） 何を。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 本来はさ、議会で説明をして、それをもって記者会見でしょうよ。筋が違うでしょうよ、手順が全然。
- 議長（小唄 孝君） そりゃあしやあめ、鯉渚さん。百条反対しているんだもの。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 百条反対している、反対していないじゃないでしょうよ。
- 議長（小唄 孝君） 反対したから、だって。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 反対した人には何、報告しないの。
- 議長（小唄 孝君） いや、それは百条委員の考えであって、俺こっち……

- 副委員長（鯉渚秀雄君）　ほんならそういうふうにしゃべるなというんだよ。
- 議長（小坏　孝君）　俺、個人的な話であって、百条委員が口開かないのに、てめえだってしゃあめよ。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　だからその個人的な話をしているわけじゃないんですよ。
- 議長（小坏　孝君）　だから百条委員会が最終報告をしようと言っているんだから、待てるよ。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　何で待ってられんのかよ。待てないって。動きがあって中間報告書ペーパーで出しているんですから、そのきちんとした形で報告してくださいよと言っているだけで、議会に対して。
- 議長（小坏　孝君）　中間報告でご理解ください。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　だって議会の議決案件で百条委員会のあれでは成立しているんですよ。
- 議長（小坏　孝君）　ん。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　議会の議決案件の中で、議決をされて、百条委員会が成立しているんですよ。だから報告する義務はあるでしょうよ。
- 議長（小坏　孝君）　だから中間報告で。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　だから中間報告、ペーパーじゃないでしょうというの。ちゃんと記者会見を口実で報告しているんですもの。何で議会に出して口実でできないのよ、これが。
- 議長（小坏　孝君）　何を聞きたいの。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　いや、何を聞きたいって。
- 議長（小坏　孝君）　あれだけ傍聴して、記者会見で傍聴していて、何を聞きたい。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　何を言っている。たまたまあの日は、きょう記者会見がありますよというので、事務局訪ねて、傍聴は入れますかと確認したら最初はだめですという返事があったのよ。その後、2度目の返事の中で入れますよという返事があったので来たんです。
- 議長（小坏　孝君）　百条委員会のその報告聞いたんじゃないで。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　それはまた別でしょうよ、僕は。ただ、入れるというので聞いただけであって。だから、ただ聞いた内容に対して質疑はできないでしょうというの。
- 議長（小坏　孝君）　できない。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　だから、今回は口実で説明をしてくれるならば、質疑はできるでしょうという。だから、疑議のある提案については、質疑をしたいというのが僕の考えです。
- 議長（小坏　孝君）　それは、最終報告のときに。百条委員会が検討するだろうから。
- 副委員長（鯉渚秀雄君）　終わっちゃってからじゃ……

だから、議運の副委員長としてお願いしているんでしょうよ、議運の委員長に。

○議長（小唄 孝君） 百条委員会でどういう結果が出せるか出せないか……

○委員長（関 誠一郎君） だから、百条委員会開いて、判断を仰ぐと。

○議長（小唄 孝君） うん、そういう質問を受けるか受けないか、やっぱり百条委員会できちんと決めてらったらいんじゃないの。

だって百条委員会がやって……

○副委員長（鯉淵秀雄君） 決まらないうちに何で百条委員会、これから報告やるなら中間報告書なんか出さなけりゃいいんですよ。これ出したから、だから口実で説明が欲しいと言っているだけです。

○議長（小唄 孝君） 告訴しているから、やっぱり中間報告は出した……

○副委員長（鯉淵秀雄君） 出しているのは個人でしょうって、個人だって言っているでしょう、今。

○議長（小唄 孝君） 個人だよ。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから個人ならば……

○議長（小唄 孝君） これは個人が出せているのに、中間報告も出せないとはいかがなものかなと、出せよと。中間報告は出せよと。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから、個人で出しているなら、何も捜査中は関係ないでしょう。

○議長（小唄 孝君） 個人では、俺は中間報告してくださいというお願いをしているんだよ百条では。百条では中間報告をしてください。中間では俺が名前を使って告訴しているんだから、中間報告をお願いしますと言っているのよ。

○副委員長（鯉淵秀雄君） それは告発したということだけしか書いていないでしょう、ここに。だから、その告発の根拠は僕らはわからないわけだから、僕はその告発の根拠を知りたいわけですよ。

○議長（小唄 孝君） 根拠はだから傍聴していたとおりだって。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 傍聴している時は根拠なんて言っていないでしょうよ。

○議長（小唄 孝君） 言ってあっぺよ。ペーパー出して。

○副委員長（鯉淵秀雄君） わかんないですよ。

○委員（小林祥宏君） 委員長、難しくなってきたようだけど、これは百条委員会でちゃんとやって、こういう問題はやっぱり検証から、提案があったらどうするかということで検討して先へ進んでください。これは水かけ論ですから、よろしくをお願いします。

○委員長（関 誠一郎君） わかりました。じゃ、この問題は百条委員会開いて判断しますので、よろしくをお願いします。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） 今回の台風の件で、町の開いていた施設とか、総務課長お伺い

したいんですが、その他、様々などうだったんでしょうか、被害というか。

○委員長（関 誠一郎君） 総務課長。

○総務課長（河原井 明君） この台風24号に伴う災害経過ということなんですけれども、順に日を追って説明させてください。

○委員（河原井大介君） 簡潔で結構です。

○総務課長（河原井 明君） はい、すみません、ありがとうございます。

9月28日金曜日、午後4時から幹部職員会議ということでしまして、30日の日曜日の10時に災害警戒本部を設置しました。そういうことで、総務課の防災のほうは待機していて、その間、避難所も30日の午後5時に開設しまして、10月1日の午前8時に受けたと。避難者は3世帯で5名、常北地区と桂地区で5名でございます。

あと、停電のほうが1日の午前1時35分に発生しまして、桂地区と七会地区、約2,500件ということです。茨城県では全体で7万件ということです。そのまま、1日、きのうの夕方までには数件までいって、そして今のところは敷地内、自分の家庭内の停電が数件あると聞いております。それとあと電線、あと電話線ですか、それに枯れた倒木がありまして、役場では対応し切れないため、東電とか、NTTに撤去依頼しております。

また、錫高野地内で倉庫の屋根が飛散したということで、3カ所聞いております。それと、今現在、通行どめは県道錫高野石塚線、錫高野の大畠農産の付近、ここが倒木により通行どめということで、今の状況はそうっております。

○委員（河原井大介君） ありがとうございます。

今後はあれなんですか、倒木とか費用は町のほうで出していくのか。

○総務課長（河原井 明君） 町道とか、それは町なんですけれども、あとはその電線ですか、これは町のほうでは対応できませんので、東電のほうで処理してもらっています。

○委員（河原井大介君） ありがとうございます。すみません。ありがとうございます。

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 前、あの議会運営委員会の話だったんですが、防災、議会でその何というかな、話し合いというか情報共有がうまくいっていない部分がありまして、それでご提案、今回やろうと思うんですが、議会での組織図というか、ご連絡するような組織、やはり議運でやっぱりつくったほうがと思ひまして、もし提案なんです、ちょっとたたき台、今回つくってありますから、もし我々、総務のほうに議論できれば、あるいは防災に対して議会と一緒にちょっと研究できればと思うんですが、いずれたたき台としていただいたような文書をもう一度出していただいて、もう少し議論できればいいなと思っています。お願いします。

○委員長（関 誠一郎君） 今、議会情報ということは、やはり執行部がやはり考え方、変えてくれないとなかなか難しいのかなと思ったのは、7年前、もう8年近い前になりますけれども、地震のとき、やっぱり議長も来ていたというところ。でも、議長には情

報が入ってこなかったんです。会議も参加できない、あるときしようがない、桂、常北、七会、各地区に分かれたかと思うんですけども、桂は桂で議員、桂地区議員集まって、給水車だ、弁当配りなどの手伝いをしたんですけども、あの子議員は入れなかったんですよ。そういう、こういう執行部の考え方を変えてくれないと、やっぱり議長でも最低限入れてもらうとか、総務委員長を入れてもらうとか、そういう体制を変えてくれないと、こっちに情報流れてこなかったという経験があるものですから、その辺を踏まえて議会も考えたらいいと。だから、当初ここでテントで議長と私と、3人ぐらいで火当たりして、各……

○委員（小林祥宏君） 私も入っていた。そうしたら、テントで会議ばかりやっていたんだよな。

○委員長（関 誠一郎君） 会議に入っていた。だからそれもやっていたから。

だからそういう場合はやはり、議会の対応についても、執行部のほうで考えていただきたいと思います。

○総務課長（河原井 明君） 持ち帰って、協議させていただきます。

○委員長（関 誠一郎君） はい、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

閉 会

○委員長（関 誠一郎君） なければ、以上で当委員会に付議されました全議案について審議を終了いたしました。

それと、もう一つあった。

町長の祝賀会という話がありましたけれども、それはなかなか実らないのかなという考えですので、各決算委員会も、常任委員会の懇親会をどうしましょうと。

議長。

○議長（小坪 孝君） 大変本当に春先、議員の当選祝いで委員会で懇親会やっていないから、秋は特別決算委員会で委員長なんかもやっぱり出ているか、所管がわからないでいると思いますので、各常任委員会で懇親会をやるようにしてください。

○委員長（関 誠一郎君） 常任委員会ごと、ごと、ね、でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） そうすると、委員会が終わったときになっちゃうかな。うちのなんですけども、それで決まった、その日に、その日でもいいのかな。

○委員（小林祥宏君） そう、そう。

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、そういうことで。

○委員（**菌部 一君**） 了解です。

○議長（**小坏 孝君**） まだ委員会で集まっていないからね。

○委員長（**関 誠一郎君**） じゃ、そういうことで、各委員会ごとに行うということでもよろしくお願ひいたします。

ここで、閉会に当たりまして鯉渕副委員長より挨拶をいただきます。

○副委員長（**鯉渕秀雄君**） 長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

10日からの定例議会、また審議をよろしくお願ひいたしまして、挨拶にかわります。

大変ご苦労さまです。

午後 3時35分閉会